

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

稲城市いじめ防止基本方針は、市立学校（以下「学校」という。）におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに稲城市、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、稲城市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

未然防止

児童・生徒がいじめは決して許されないことを理解し、望ましい人間関係をつくる力をはぐくむため、児童・生徒の主体的な取り組みを支援し、児童・生徒が安心でき、自尊感情や自己肯定などを感じられる学校・学級づくりを推進する。あわせて、いじめへの取組の重要性や学校などの姿勢、取組について、積極的に保護者や地域へ発信し、取組を推進するための普及・啓発活動を推進する。

早期発見

全ての大人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気付く。学校の教職員をはじめ、大人は、児童・生徒に寄り添い、気持ちを受け止め、信頼関係などを高める。いじめの実態等を把握するための取組や、学校内外における教育相談体制の充実を図り、児童・生徒が『声』をあげやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組む。

早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止などに迅速に対応する。個々の教員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図り、組織的に対応する体制を整える。

家庭・地域等との連携

いじめの問題に迅速かつ確に対応するには、家庭や地域、関係機関と連携が重要である。PTAや地域の関係団体等と学校がいじめについて協議する機会を設定したり、地域教育懇談会、学校運営連絡協議会等を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域が連携した対応を推進していく。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針等（第11条～第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条～第21条）
- 第4章 いじめ防止等に関する措置（第22条～第27条）
- 第5章 重大事態への対処（第28条～第33条）
- 第6章 雑則（第34条～第35条）

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 市及び教育委員会が実施する施策

(1) 組織の設置等

① 「稲城市いじめ問題対策連絡協議会」

市と教育委員会は、市長部局関係所管部、教育委員会、医師会、人権擁護委員、民生・児童委員、保護司会、児童相談所、警察署などで構成する「稲城市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等に関する機関との円滑な連携及び協力した取組を推進する。

(2) いじめ防止のための基本施策

① いじめを生まない、許さない学校づくり

- 児童・生徒が、いじめについて深く考え、理解するため、人権意識を高める指導や機会、道徳の授業の充実
- 児童・生徒が、いじめを生まない、許さない学校づくりに主体的に取り組む活動の支援
- 学校運営連絡協議会などで、いじめなど、学校の課題を共有し、地域ぐるみで解決する取組を促進

② 関係機関等と連携した取組

- いじめへの対策を総合的かつ効果的に行うため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した取組の推進
- 法律等の専門家と連携し、学校がいじめ等の諸問題への相談・支援体制の整備など

③ いじめの早期発見と適切な対応

- 心理や福祉の専門家などの活用、多様な相談体制の充実
- 関係機関・家庭・地域と連携した問題解決を図る教育相談員の機能的活用など

④ 教職員等の資質の向上及び人材の確保

- 教員のいじめの問題に適切に対応するための研修の充実、カウンセリング能力等の向上のための研修の推進
- 生徒指導に係る職員体制の整備など、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる環境整備の推進 など

⑤ インターネットを通じて行われているいじめ対策

- インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）に対処する取組を促進
- 情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ活動の支援。保護者などへのネット問題等への理解啓発の推進など

⑥ 校務の効率化の支援等

- 教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切かつ組織的に取り組むための校務の改善への支援など

⑦ 啓発活動の推進

- 保護者や地域の方々などに、いじめの問題への取組の重要性などについて、理解を促すため、家庭、学校、地域及び関係機関に対して、必要な広報その他の啓発活動を推進など

⑧ いじめ防止等のための調査研究の実施

- 年間を通じ、定期的な調査研究を行ない、学校におけるいじめ防止等の取組の充実資する。

⑨ その他

- その他いじめ防止等のために必要な措置を講ずるように努める

2 学校において実施する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は市基本方針を参酌し、各校の実情に応じ学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」）を策定
- 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容などについて定める
- 学校は、学校基本方針を定めた後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める

(2) 学校のいじめ防止等のための組織

- 学校は、いじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置。当該組織は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー等で構成し、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う
- 学校で重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導等の下、事実関係を明確にする調査を実施

(3) いじめの未然防止

- すべての教育活動を通じて、人権教育を推進
- 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培う、道徳教育及び体験活動を充実
- 情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむなど活動を推進。ネットいじめ防止のための啓発活動を促進
- 教職員の指導力、資質の向上の推進
- 児童・生徒、保護者及び教職員に対して、いじめの防止に関する理解を深める啓発等を推進など

(4) いじめの早期発見

- 日常的に児童・生徒の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、いじめの早期発見に努める
- いじめに関する情報等を教職員全体で共有する取組を推進
- 教育委員会と連携し、いじめの実態を把握するための児童・生徒を対象とする調査を実施
- 児童・生徒及びその保護者並びに教職員がいじめの悩み等をいつでも相談できる体制の整備など

(5) いじめへの対処

- 児童・生徒が、いじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的な事実確認を行うとともに、教育委員会に報告
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保
- いじめを受けた児童・生徒や知らせてきた児童・生徒の保護者への情報提供及び支援
- いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言等
- 教育委員会や関係機関、心理の専門家等との連携。いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けるための環境の確保
- ネットいじめに対する教育委員会及び関係機関等と連携した必要な措置の実施
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときの警察署との連携など

3 学校に係る重大事態への対処

重大事態の定義

- いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより児童・生徒が相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるとき。

重大事態が発生した場合の対処

- 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
- 市長は、必要に応じ、総合教育会議を招集し、重大事態に対する対応策を検討する。
- 教育委員会又は学校は、総合教育会議の方針に従い、重大事態に対処するとともに、学校が設置する重大事態組織において、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を総合教育会議に報告する。
- 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。